

第二十一回帝國議會衆議院 鐵道抵當法案委員會會議錄(速記)第二回

會議

明治三十八年一月二十四日午前十時二十分開議

出席委員左ノ如シ

望月

右内君

毛里

保太郎君

恵松 隆慶君

安念次左衛門君

福岡

精一君

東尾 平太郎君

安達

謙藏君

松本 恒之助君

奥田

義人君

作太郎君

岡田

治衛武君

佐竹

出席國務大臣左ノ如シ

遞信大臣 大浦 兼武君

出席政府委員左ノ如シ

法制局長官法學博士

法制局參事官 吉村源太郎君

遞信省鐵道局長 山之内一次君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

鐵道抵當法案(政府提出貴族院送付)

○委員長望月右内君 ソレデハ是ヨリ委員會ヲ開キマス

○板東勘五郎君 當局大臣ニ一應御尋ね致シテ置キマスガ、本案ニ對シマシテハ昨日

日マニ段々質問ヲ逐ダマシテ、詳細ノ御説明モ承リマシタガ、何分此法案ハ新ニ出來ル

トコロノ問題デゴザイマシテ、實行上ニハイロく差支ナリ種々コトガ現ハレテ來ヤウカ

ト吾々モ信ズルノアリマス、又政府ノ法案ヲ制定セラレマシタコロニ於テモ、成ルベク

實行上ニ便宜ヲ與ヘルト云フ御精神デアラウト思ヒマスガ、尙將來ニ於キマシテ十分ニ

調査ヲ遂ゲラレ、時ニ依テ増補改正シテ、此法律案ノ目的ヲ完全ナラシムルト云フ御

考ヲ有サレテ居ル譯アリマセウカ、多分其邊ハ贊否ヲ決スル上ニ於キマシテ、参考ト

モナリマスノデ、一應承ハッテ置キタイ

○遞信大臣大浦兼武君 唯今板東君ノ御質問デゴザイマスガ、全体此法案ハ先日

モ述べマシタ通リ私設鐵道法ニ於テ抵當トナスコトが出來、又トコロガ、何分一纏メニシテ

抵當トナシテ金ヲ借リルコトが出來ナイト云フモノデアルカラ、今度特ニ之ヲ擇ヘテ、而シ

テ鐵道ノ發達ヲ圖リタイ精神デゴザイマスカラ、御承知ノ通り始メテ斯ノ如キ法律ガ日本

ニ出來ヌノデゴザイマシテ、斯ノ如キムツカシイ法律デアル、ソコデ政府ニ於テモ數十日研究

シテ、之ヲ擇ヘテ、今般ノ議會ニ出シタ譯デゴザイマス、然ルトコロ何分百箇條ニ近イトコロ

ノ法律デアッテ、悉ク此法律社會ノ關係ノ深イモノデアルカラ、唯今出シタコロノ法案

ハ、之ヲ持シテ往ケルト信シマスケレドモガ、之ヲ實行シテ見アドウシテモ斯ウニ云フ箇條デハ

イケナイト云フヤウナコトガアル以上ハ、政府ハ固ヨリ私設鐵道會社ノ便利ヲ圖リ、且

國家ノタメニ鐵道ノ發達ヲ圖ラウト云フノアルカラ、必ズソレヲ研究シテ修正スベキハ

修正致シタイト云フ考テゴザイマス、左様御了承ヲ……

第五類第八十號 鐵道抵當法案委員會會議錄 第三回 明治三十八年一月二十四日

○政府委員一木喜德郎君 唯今奥田君ヨリ御尤モナル御氣付キガザイマシテ、政府ニ於キマシテモ、同ジャウナ考ヲ持フテ居リマスル、イヅレ此法ハ大キナ法テ、殊ニ新シイ法デモゴザイマスル、是ニ付イテハ 施行ノ命令ヲ出シマスル 必要ガアラウト思ヒマス、其施行命令書ニ於キマシテ、唯今御話シノ如キ「二十六條ノ据置年限ニ關シマスル 規定ヲ適用ヲ明カニ致シマシテ、資本ヲ入レマスル者ニ不安ノ念ヲ與ヘナイヤウナ 規定ヲ設ケマスル考テ居リマスル、奥田君ノ御注意ニハ全ク同感デゴザイマス」

○奥田義人君 既ニ政府ニ於テ其點ニ御同意ニ相成リマシタ以上ハ、全部此修正案通リニ私ハ同意ヲ表シマス、採決ヲ願ヒマス

(「賛成タ々」ト呼フ者アリ)

○長晴登君 私ハ昨日參リマセヌデシタカラ、能ク分ラズニ居リマシタガ、或ハ重ナツタ質問ニナルカモ知レマセヌガ、此修正ノ第七十條ノ第二項デゴザイマスガ、此第二項ノ場合ガアルマイトハ思ヒマスルケレドモ、若シアツタスレバ是ハ鐵道ト云フモノ、目的ヲ達セヌコトニナツテ、詰リ鐵道ノ運用ヲ中止シテ廢メテシマコトガアルノデゴザイマスルガ、此場合ニ於テハ既ニ地所ノ如キモノハ前ニ收用ノ規定ニ依テ、收用シタルモノハ、前持主ニ返ス、向フが請取ラヌト云フナラバ、會社が自分ノ意思ヲ以テ處分スルコトガ出來ルト云フコトニナッテ居ルガ、今此第二項ノ場合ニ於テハ、土地ノ如キモノハ、サウ云フ手續ハ特別法トシテ、土地收用法ノ規定ノ方ハ用井ズシテ、之ニ依テ前持主ニ關係ナリ競賣ニ付スルコトガ出來ルト云フコトニナルノデゴザイマスカ

○政府委員一木喜德郎君 其鐵道會社ノ持フテ居リマス土地ニ付キマシテハ、買戻権ノ附イタモノモアラウト思ヒマス、併シ其買戻権ノ附イテ居リマスモノハ、其附イタ儘財團ノ中ニ這入ラテ居リマスノアリマスカラ、會社ノ土地ヲ競賣ニ附スルト云フヤウナ場合ニ於キマシテモ、畢竟買戻権ノ附イタ土地ヲ賣ルコトニナリマス、其場合ニ於テ收用法ニ依リマスルトコロノ買戻條件が充タサレテ居ル場合ナラバ、元トノ買戻権ヲ實行スルコトが出來ルト思ヒマス、買戻権ノ方ハ此規定ニ依テ妨ゲラレナイ考テアリマス

○委員長望月右内君 ソレデハ採決致シマスルガ、全部一括シテ可認スルト云フコトニ別段ノ御異存ハナイト思ヒマス——ソレデハ貴族院ノ修正決議ノ通り全部可認スルト云フコトニ一致ヲ以テ決シマシタ、決議ノ次第ハ議長へ報告致シマス、本會ハ是テ閉會致シマス

午前十時四十三分散會